

○郡山市スポーツ推進審議会条例

平成元年 3 月 16 日

郡山市条例第 18 号

改正 平成 15 年 3 月 25 日 郡山市条例第 1 号

平成 20 年 3 月 27 日 郡山市条例第 5 号

平成 22 年 3 月 17 日 郡山市条例第 3 号

平成 23 年 8 月 22 日 郡山市条例第 24 号

(題名改称)

平成 26 年 12 月 19 日 郡山市条例第 61 号

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 31 条の規定に基づき、スポーツの振興に関する重要事項について調査審議するため、郡山市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(平 23 条例 24 ・ 一部改正)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 13 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 学識経験者

(平 15 条例 1 ・ 平 23 条例 24 ・ 平 26 条例 61 ・ 一部改正)

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、文化スポーツ部スポーツ振興課において処理する。

(平 20 条例 5 ・ 平 22 条例 3 ・ 平 26 条例 61 ・ 一部改正)

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 郡山市条例第 1 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年郡山市条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年郡山市条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年郡山市条例第24号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、スポーツ基本法 (平成23年法律第78号) の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 3 第2条の規定による改正前の郡山市スポーツ振興審議会条例 (以下「旧審議会条例」という。) 第1条の規定により置かれた郡山市スポーツ振興審議会 (以下「旧審議会」という。) は、この条例の施行の日において、第2条の規定による改正後の郡山市スポーツ推進審議会条例 (以下「新審議会条例」という。) 第1条の規定により置かれた郡山市スポーツ推進審議会 (以下「新審議会」という。) となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この条例の施行の際現に旧審議会条例第2条第2項の規定により委嘱された旧審議会の委員である者は、この条例の施行の日新審議会条例第2条第2項の規定により新審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、新審議会条例第3条第1項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則 (平成26年郡山市条例第61号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(郡山市スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の郡山市スポーツ推進審議会条例第2条第2項の規定により郡山市スポーツ推進審議会の委員として委嘱されている者は、その残任期間中は、第2条の規定による改正後の郡山市スポーツ推進審議会条例第2条第2項の規定により郡山市スポーツ推進審議会の委員として委嘱されたものとみなす。